

豊中市外部活力導入

選定のための指針

—指定管理者制度対応版—

豊中市都市経営部創造改革課

◆本指針の位置づけと目的	1
●位置づけ	1
●目的	1
◆公募・非公募について	3
●「公募選定」「非公募選定」とは	3
●非公募とすることが可能な場合	4
◆公募について	5
●公募における応募資格の考え方	5
◆提案受付について	7
●提案書類	7
◆選定評価委員会について	10
●委員構成	10
●設置と委員委嘱	10
●報酬	10
●運営スケジュール	10
◆審査について	12
●価格評価の比重（指定管理委託料の配点比率）	12
●価格評価点の計算方式	13
●サービス水準評価点の計算方式	14
●審査基準表（基本モデル）	16
●審査結果に関する対応	23
◆公表事項について	24
●公表事項およびその公表時期	24
●予定価格および最高評価点相当額の事前公表について	24
◆意思決定について	26

◆本指針の位置づけと目的

●位置づけ

豊中市は、『豊中市外部活力導入のガイドライン』を平成20年（2008年）4月に策定し、外部活力導入に関わる基本的な考え方を整理しました。

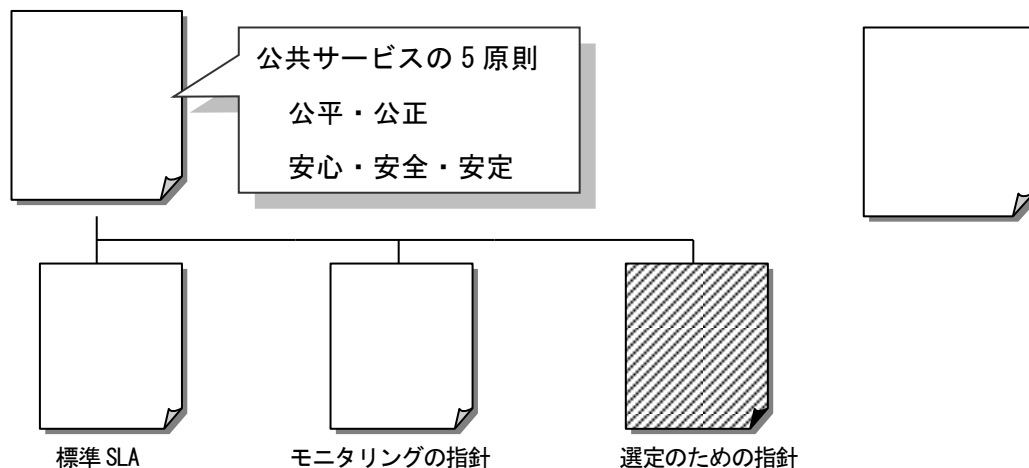
同ガイドラインにおいては、公共サービスの5原則（公平・公正・安心・安全・安定の原則）を規定し、それを維持したうえでの外部活力導入を図るための基本となる様々な考え方を記載しています。

この『選定のための指針』は、「外部主体の選定」についての具体的指針として取りまとめられたものであり、同ガイドラインの具体論部分を受け持つ位置づけとなります。

また、外部活力導入の一形態である指定管理者制度については、『新・豊中市指定管理者制度導入に関する指針』（平成21年（2009年）3月）において基本的な考え方を整理していますが、指定管理者制度における指定管理者の選定についての具体論部分も、この『選定のための指針』が受け持つこととなります。

豊中市外部活力導入のガイドライン

新・豊中市指定管理者制度導入に関する指針



●目的

外部活力の導入に際しては、対象となるサービスの質が低下しないよう、それを担うにふさわしい理念・能力等を有する外部主体を適正に選定することが重要になります。また、選定の過程では、公平公正で透明性の高い手続きをふむ必要があることから、これらを実現する目的をもって、この『選定のための指針』を策定することとしたものです。

今後、各所管部局が実際の選定手続きを行っていく際には本指針をふまえた

うえで、執行機関の附属機関として設置された各選定評価委員会での調査審議を経たうえで、それぞれの固有の施設・サービス等の特性に適合した審査基準等を作成していくこととなります。本指針の考え方とともに、独自性の高い部分は各所管部局で十分な検討を行い説明責任を果たすことと併せて、最適な選定行為が可能になると考えています。

【補足】

『標準 SLA』とは…

SLA とは Service Level Agreement の略で、「サービスレベルに関する合意文書」と訳されています。外部主体との契約（指定管理者制度の場合は「協定」）の際には、行政としてどのようなサービスレベルを求めるのか、客観的に評価できるような数値等とともに明確化して合意を取り交わすことで、後々の両者の理解の違いによる運営上の不都合といった事態を防ぐことができます。このような手法を一般に普及させるべく、市としての標準的な SLA の様式・作成方法等を定めています。

『モニタリングの指針』とは…

モニタリングとは、外部活力を導入した後に正常な運営状況が保たれているか定期または随時に確認する行為をいいます。完全民営化で民業に委ねるような形態を除き、外部主体にサービスを担ってもらうこととなっても、執行責任は行政に残ります。外部活力の導入によってサービスの質の低下を招いたり、導入時に意図したような効果が現れなかったりといった事態に陥らないよう、前記『SLA』に記載したサービス水準等もふまえながらサービスの運営状況を確認していくため、市として標準的なモニタリングの考え方を整理しています。

◆公募・非公募について

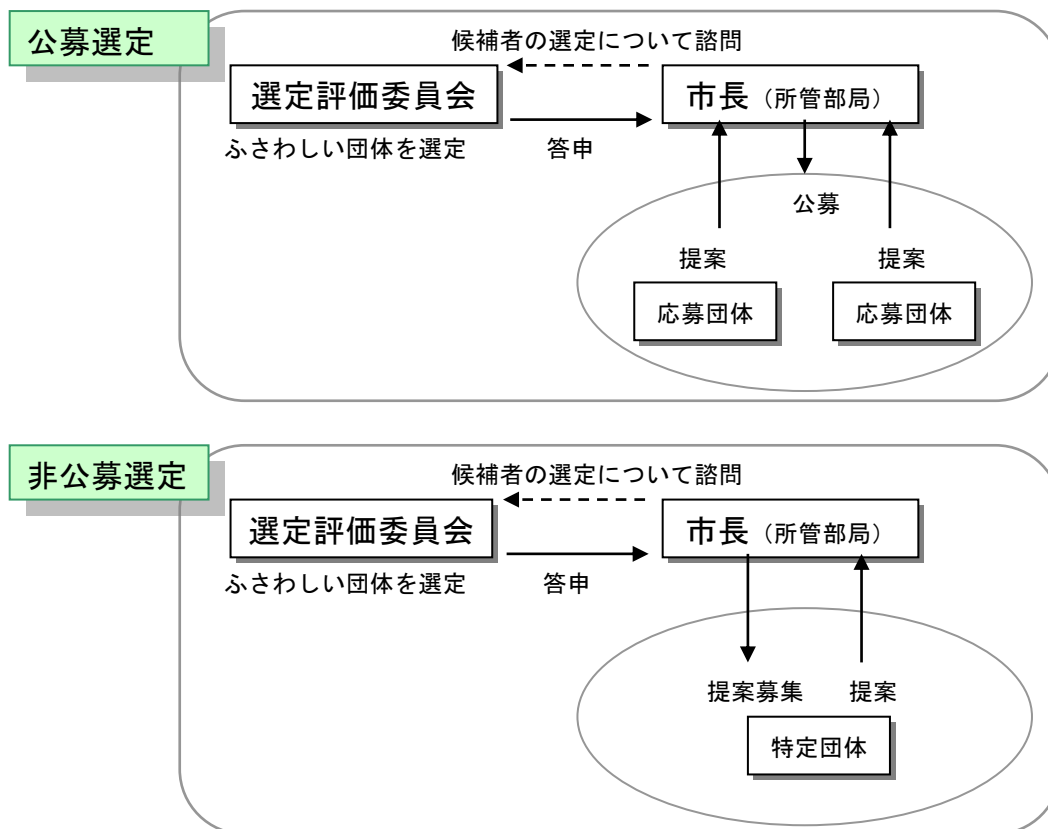
●「公募選定」「非公募選定」とは

指定管理者を選定するにあたり、大きく分けて「公募選定」「非公募選定」の二つの方法があります。「公募選定」「非公募選定」の違いは次のとおりです。

公募選定…募集要項を公示し、応募のあった団体について選定評価委員会で調査審議を行った結果、ふさわしい団体を選定する。

非公募選定…市長が提示した特定団体について選定評価委員会で調査審議を行った結果、ふさわしい団体を選定する。

いずれの場合においても、「選定評価委員会」において調査審議し、指定管理者の候補者を選定して市長に報告する(そののち議会に指定の議案を提出する)という過程は共通しています¹。



¹ ただし、現団体の倒産などの特別な理由にもとづき、緊急対応として特定の代替団体を指定しようとする際は、選定評価委員会を経ずして議会に提案する場合があります。

●非公募とすることが可能な場合

『新・豊中市指定管理者制度導入に関する指針』では、指定管理者の選定にあたっては公募選定を原則としていますが、非公募選定とすることができる場合について次のように記載しています。

…次の場合には、公募によらず指定管理者を指定できるものとする。

- ①地域住民がコミュニティ活動等を行う施設において、地域住民等が管理運営団体を設立し、管理運営を行う場合
- ②その他、公募を行わない合理的な理由がある場合

上記のうち、「②その他、公募を行わない合理的な理由がある場合」については、「公募を行う意義がない場合」（公募を行うことの合理的な理由が存在しない場合）であるともいえます。

【公募することの意義・合理性】

- 不特定多数から応募者を募り、公平・公正な競争を行うことによって、その時点での最もふさわしい団体を抽出し特定することができる。
- 競争原理によって、より優れた団体に交替させることができる。

これらのことから、「公募を行う意義がない場合」（公募することの合理的な理由が存在しない場合）は、次のような場合といえます。

【公募を行うことの意義・合理性が存在しない場合】

- ①応募者を広く募ることが不可能な場合
- ②公平・公正な競争環境が成立していない場合
- ③その他、施設・サービスの特性等により、公募する意義がないと説明できる場合



選定評価委員会による特定団体の審査



その時点で最もふさわしいと考えられる団体を（非公募で）選定

◆公募について

●公募における応募資格の考え方

公募を行うにあたって、応募要件の段階で特定の応募者に限定されるような絞り込んだ設定を行うことは適切ではありません。応募資格²の考え方は、次のとおりとします。

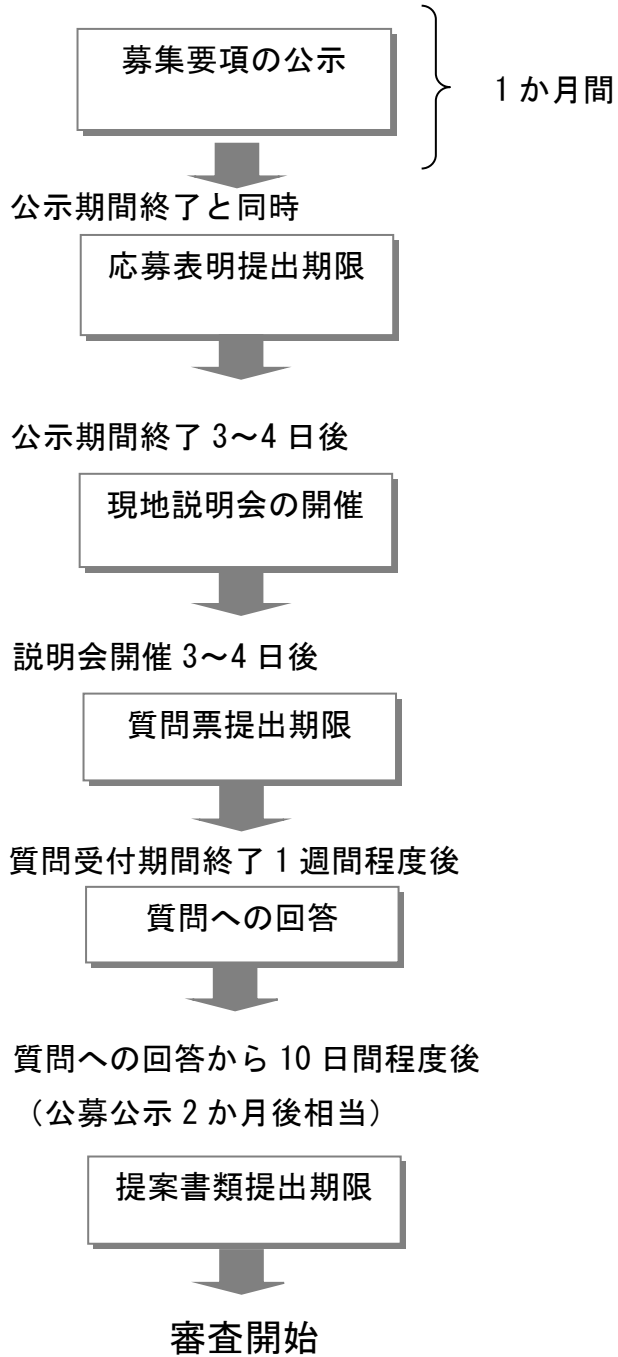
- 団体の法人格有無や規模、実績、所在地等による制限を付さない。
- ただし、本業務に係る募集要項を公示した日から選定結果を通知する日までの期間に次のいずれかに該当する団体は不適格（指定管理者としてふさわしくない）とする。
 - 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する団体
 - 労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けている団体
 - 会社更生法及び民事再生法等により更生または再生手続きを開始している団体
 - 公租公課を滞納している団体
 - 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当すると認められる団体
 - 市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置（国または本市以外の地方公共団体からの同様の措置を含む。）を受けていないこと。
 - 市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置（国または本市以外の地方公共団体からの同様の措置を含む。）を受けていないこと。
- 不適格事由があるにもかかわらず応募した団体があった場合、判明した時点で不適格事由があることを理由とした指定管理者応募不適格通知を送付する。

暴力団等の該当の有無に係る確認については、応募団体からの提出書類に記載されている情報を警察署に提供することによって行います。

² 元来公募において任意の応募資格要件の設定が募集要項にて可能かどうかは議論の分かれるところです。ここでいう「不適格」団体とは、応募資格がないというよりも、選定基準において指定管理者としては「不適格」（ふさわしくない）と考える団体であるため、応募があった場合も選定されることはあり得ないという結果を通知することになる団体の意です。

●公募スケジュール

指定管理者制度における募集から審査の標準的なスケジュールは、次のとおりです。



◆提案受付について

●提案書類

公募・非公募を問わず、指定管理者としてふさわしい団体の選定に際しては、応募団体または特定団体に事業計画書等の提案書類の提出を求めることとなります。

提出を求める書類については、施設の施行規則や審査基準上での必要性等にもとづいて選定評価委員会における調査審議を経たうえで定め、団体に提示することになります。基本的には次のようなものが挙げられます。

①指定管理者指定申込書

②委任状等

複数団体によるグループ応募の場合に提出を求める。

③団体概要説明書

基本事項のほか、下記の書類を添付する。（複数団体によるグループ応募の場合は、構成団体のものを含む）。

- 団体の基本財産、業務内容の詳細、活動実績等がわかる書類（パンフレット等でも可）
- 定款、寄付行為、規約またはこれに類する書類
- 法人の場合、法人の登記簿謄本または登記事項証明書
- 法人の場合、法人の印鑑証明書
- 法人でない場合、代表者の印鑑登録証明書
- 役員名簿

④団体の事業報告書類

次の書類の提出を求める（複数団体によるグループ応募の場合は、構成団体のものを含む）。

- 直近1事業年度分の事業報告書
- 申込日の属する事業年度分の事業計画書
- 申込日の属する事業年度分の収支予算書

⑤指定期間の事業計画書

次の提案内容を含むものとする。

- 指定管理者として管理運営業務を担うに際しての基本姿勢（基本理念・事業目標・市の施策への協力に関する考え方等）
- 管理運営業務仕様書に定める業務に沿った具体的な実施事項およびその体制（人員体制、業務を行うにあたってのしくみ等）
- その他の自主的な提案事項およびその体制

- 確保可能なサービス水準(本募集要項にて提示のサービス水準項目については確保可能値を必ず記載するものとし、他にも自主提案によるサービス水準項目があれば併せて記載)
- 指定管理委託料見積もりおよびその内訳(収益事業のみで運営できる施設等で、指定管理委託料を想定しない施設をのぞく)
- 指定期間の収支計画(上記見積もりを組み込むこと)
- 市民満足度等への配慮に関する提案事項
- 従事者への配慮に関する提案事項
- 個人情報保護に関する提案事項
- 危機管理に関する提案事項

⑥事業計画書の概要版

上記⑤事業計画書の内容を全て網羅したもの

⑦財務状況報告書類

直近の3事業年度分の提出を求める(複数団体によるグループ応募の場合は、構成団体のものを含む)。

- 貸借対照表
- 損益計算書または収支計算書
- キャッシュフロー計算書またはこれに類するもの
- 勘定科目内訳明細書
- 法人税確定申告時提出書類(別表一～十六)

⑧諸証明書類

次の書類の提出を求める(複数団体によるグループ応募の場合は、構成団体のものを含む)。

- 公租公課の未納がないことを証明するもの
- 労働関係法令を遵守した労務管理を行っていることを証明するもの³

⑨過去における入札参加停止等の処分歴(公募日の過去3年以内)

³ 労働保険 保険関係成立届(写)・労働保険 概算・増加概算・確定保険料・一般拠出金申告書(写)(直近のもの)・上記申告に伴う保険料納付書・領収証書(写)(直近の第1・2・3期のもの)・就業規則(パート労働者含め10名以上の事業所は監督署の受付印のあるもの。賃金規定等の附属規程を含む。)(写)・時間外労働、休日労働に関する協定届(写)・定期健康診断結果報告書(写)(労働者50名以上の事業所の場合)・社会保険適用通知書(写)または直近の被保険者報酬月額算定基礎届(写)・社会保険料の納入告知書・納付書・領収証書(写)または保険料納入告知額・領収済額通知書(写)(直近のもの)・労働条件の書面交付を証明するもの(雇入(労働条件)通知書または労働(雇用)契約書等の書式)等が該当。

●「仕様」についての考え方

管理運営業務の仕様については、応募団体（または特定団体）からの提案を求める段階と、実際に指定管理者が確定して協定を締結する段階とで区別して考える必要があります。

- 提案を求める段階の仕様は、応募団体等による創意工夫を活かす余地を残すため、施設の設置目的や管理運営上で必要不可欠な事項以外について、徒に細部に至るまで仕様を固定しない（現行団体の行っている管理運営の詳細仕様を固定し、設置目的や管理運営上の必要性とは関係なく応募団体の提案を制限するような結果を招かない）。
- 協定を締結する際の仕様は、協議のうへ相互に認識した共通事項についてもらさず記載する（特に、指定管理者に対して不利益や負担を求める場合の条件に関わる事項については、詳細に記載しておく）。

●再委託について

「再委託に関するガイドライン」に基づき、適切に事務処理を行うように、仕様書において規定することとします。

●モニタリングおよび評価と結果の公表

『モニタリングおよび評価の指針』に基づいて、モニタリングおよび評価を行いその結果を公表することを、公募時に明らかにしておきます。

◆選定評価委員会について

●委員構成

委員については、

- ①学識経験者（地方自治体の行財政全般に優れた識見を有する者）
 - ②法人等の財務に関して専門的識見を有する者（公認会計士または税理士）
 - ③従事員の労務管理に関して専門的識見を有する者（社会保険労務士等）
- を含むものとし、さらに
- ④当該施設・サービスに関連する優れた識見を有する者

を加えたものにより構成することを基本とします。

※評価を行う場合は、上記の者に公募市民を加えることができます。

●設置と委員委嘱

選定評価委員会は、地方自治法第138条の4第3項の規定にもとづき、各施設の設置条例⁴に定めるところにより執行機関の附属機関として設置します。

委員の任期については、指定管理者の選定と指定管理者による施設の管理状況の評価をより効率的・効果的に行うため、指定管理者の候補者の選定から指定管理者による施設の管理状況の評価に係る調査審議が終了するまでとします。委員委嘱については、指定管理者の候補者を選定する際に手続きを行います。

また、公募までの間に審査基準や募集要項について調査審議を行います。

●報酬

選定委員への報酬については、委員等の報酬及び費用弁償条例に基づき支給するものとします。

●運営スケジュール

指定管理者の候補者の選定に係る標準的な選定評価委員会運営スケジュールは、次のとおりとします（4月公示～9月議会に議案提出の場合のモデル）。

⁴ 施設の設置目的又は事業の内容が密接に関連するなどの理由により異なる公の施設を同一の附属機関で所掌する場合があります。

【モデルスケジュール】

時期	実施事項	選定評価委員会における議事内容等
1～2月（前年度）	第1回選定評価委員会	施設概要の説明 審査基準の調査審議
2～3月	第2回選定評価委員会	審査基準・募集要項等の調査審議
(4月1日) (5月31日)	公募公示 提案受付締切	
6月	第3回選定評価委員会	書類審査 面接審査の事前打ち合わせ
7月	第4回選定評価委員会	面接審査および採点 選定結果報告とりまとめ

◆審査について

●価格評価の比重（指定管理委託料の配点比率）

指定管理者の候補とするべき団体の審査に際して、選定審査項目や評価方式、配点の確定は選定評価委員会での合議により行われることとなります。

ただし、指定管理者制度の効果的な活用という趣旨から、「行政コストの最適化」という目的についてはすべての事例において一定の重みを与えざるを得ず、価格評価の比重すなわち指定管理委託料の配点比率については、市基準として下記の考えを適用するものとします。

指定管理者の選定にかかる審査において、審査基準における全体の配点に占める指定管理委託料の配点比率の基準は30%～50%の範囲とする。
ただし、収益事業のみで運営できる施設等で、もともとの募集基準で指定管理委託料を想定しない施設は0%とする。

	施設の性質	基準配点比率(%)
配点なし	指定管理委託料が発生しないもの	0
配点あり	専門性が高いなど非定型的サービスのためサービス内容重視	30
	↓	↓
	定型的サービスであり価格評価を重視	50

● 価格評価点の計算方式

価格評価については、応募者同士による不毛なダンピング競争を誘発しないよう、「最高評価点の相当額」「予定価格」を明示したうえで、「最高評価点の相当額」を下回る提案額は同評価とするとともに、「最高評価点の相当額」と「予定価格」の中間位にある提案は、配点の 50% の点数を付与⁵するとともに、努力幅による比例式で加点幅を算出します。「最高評価額」は、最低賃金や正常な労働環境を守ったうえでの創意工夫によりコストダウンできる最廉価と思われる価格を設定します。さらに、一様に「最高評価点の相当額」に合わせようと無理をした提案が出されることを抑制するため、提案根拠を精査したうえで「根拠係数」による調整を行います。

その具体的な計算方式は、次のとおりとします。

最高評価点の相当額；S 予定価格；A
(S を 0 円とすることも可能・S と A は異なる額 (S < A) とする)

① 提案額 ≤ S の場合

基礎点数 = 価格評価の配点 (以下、「配点」) × 100%

② S < 提案額 ≤ A の場合

基礎点数 = 配点 × 50% + 配点 × 50% × (A - 提案額) / (A - S)

③ A < 提案額の場合

評価点数 = 配点 × 0%

①②の評価点数 = 基礎点数 × 根拠係数 (0.0 ~ 1.0)

【根拠係数について】

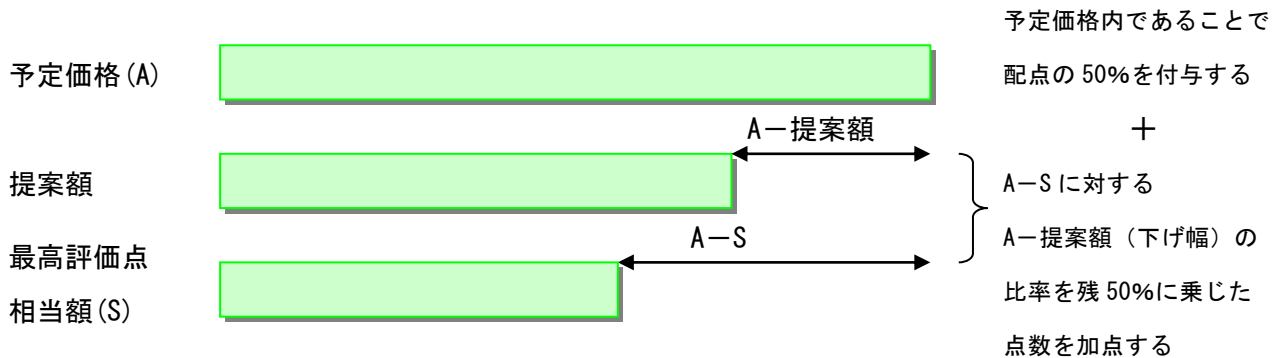
財務諸表からみる団体の財務健全性、収支計画の確実性 (利用料金制をとる場合は収益事業計画の確実性も含む) から審査し、以下いずれかの係数を割り当てる。係数の判断根拠は審査結果に付記する。

- 係数 1.0 ; 提案額には根拠があり当該額で運営可能と考えられる
- 係数 0.75 ; 提案額には一定の根拠があり当該額での運営は概ね可能と考えられる

⁵ 本指針における審査の考え方は絶対評価 (例 ; 応募団体が 1 団体であっても、採点結果が全体の 50% 未満であれば不適格団体とみなす (後述)) であるため、予定価格内の提案には最低でも価格にかかる配点の 50% の評価 (普通) を与えるものです (ただし、根拠係数による減点はあり得ます)。

- 係数 0.5 ; どちらともいえない (判断し難い)
- 係数 0.25 ; 提案額に根拠が乏しく当該額での運営は困難と考えられる
- 係数 0.0 ; 提案額には根拠がなく当該額では運営不可能と考えられる

※参考図 ; $S < \text{提案額} \leq A$ の場合の考え方



(上記基礎点数に根拠係数を乗ずる)

● サービス水準評価点の計算方式

必要と考えるサービス水準を明確に示したうえで提案を募り、それらに対する評価点は次の計算方式で算出することとします。

最高評価サービス水準値 ; S 確保すべきサービス水準値 ; A
(S を 0 とすることも可能・S と A は異なる値とする)

1. 大をめざすサービス水準項目 (稼働率・利用者数等 ; $A < S$)

① $S \leq \text{提案値}$ の場合

$$\text{基礎点数} = \text{配点} \times 100\%$$

② $A \leq \text{提案値} < S$ の場合

$$\text{基礎点数} = \text{配点} \times 50\% + \text{配点} \times 50\% \times (\text{提案値} - A) / (S - A)$$

③ 提案値 $< A$ の場合

$$\text{評価点数} = \text{配点} \times 0\%$$

①②の評価点数 = 基礎点数 × 根拠係数 (0.0~1.0)

2. 小をめざすサービス水準項目 (苦情件数・事故発生率等 ; $S < A$)

① 提案値 $\leq S$ の場合

$$\text{基礎点数} = \text{配点} \times 100\%$$

② $S < \text{提案値} \leq A$ の場合

$$\text{基礎点数} = \text{配点} \times 50\% + \text{配点} \times 50\% \times (A - \text{提案値}) / (A - S)$$

③A<提案値の場合

$$\text{評価点数} = \text{配点} \times 0\%$$

①②の評価点数 = 基礎点数 × 根拠係数 (0.0~1.0)

【根拠係数について】

事業計画書の確実性から審査し、以下いずれかの係数を割り当てる。係数の判断根拠は審査結果に付記する。

- 係数 1.0 ; 提案値には根拠があり当該値を達成可能と考えられる
- 係数 0.75 ; 提案値には一定の根拠があり当該値での運営は概ね可能と考えられる
- 係数 0.5 ; どちらともいえない (判断し難い)
- 係数 0.25 ; 提案値に根拠が乏しく当該値での運営は困難と考えられる
- 係数 0.0 ; 提案値には根拠がなく当該値では運営不可能と考えられる

●審査基準表（基本モデル）

選定審査項目	評価ポイント	優れている (配点×100%)	←→	普通 (配点×50%)	←→	劣っている (0点)	配点	
			やや優れている (配点×75%)		やや劣っている (配点×25%)			
1 基本姿勢	団体の経営目標等が公共の利益の増進に合致したものであるか	公共の利益の増進を極めて真摯に追求している	←→	公共の利益の増進に合致している	←→	公共の利益の増進に反している		
	市の施策全般を理解し協力する姿勢があるか	人権の視点	積極的に理解協力する姿勢がうかがえる	←→	理解協力する姿勢がうかがえる	←→	理解協力する姿勢がうかがえない	
		環境の視点	積極的に理解協力する姿勢がうかがえる	←→	理解協力する姿勢がうかがえる	←→	理解協力する姿勢がうかがえない	
		●●の視点	積極的に理解協力する姿勢がうかがえる	←→	理解協力する姿勢がうかがえる	←→	理解協力する姿勢がうかがえない	
		その他施策の視点	積極的に理解協力する姿勢がうかがえる	←→	理解協力する姿勢がうかがえる	←→	理解協力する姿勢がうかがえない	
	地方自治法等の関連法令を遵守する姿勢があるか	法令遵守の入念な体制を構築している	←→	遵守する姿勢がうかがえる	←→	遵守する姿勢がうかがえない		
	施設の設置目的に沿った事業運営を行う提案か	設置目的を真摯に追求した事業運営の提案である	←→	設置目的に沿った事業運営の提案である	←→	設置目的に沿った事業運営の提案ではない		

選定審査項目	評価ポイント	優れている (配点×100%)	やや優れている (配点×75%)	普通 (配点×50%)	やや劣っている (配点×25%)	劣っている (0点)	配点
		←→		←→			
2 サービス水準・施設効用の発揮	確保すべきサービス水準	●●●● (大をめざすもの)	最高評価サービス水準値； 確保すべきサービス水準値； 前出算式により評価点算出				
		○○○○ (小をめざすもの)	最高評価サービス水準値； 確保すべきサービス水準値； 前出算式により評価点算出				
	安心安全な施設の維持管理を行う能力等を有しているか	業務体制や過去の実績等から安心安全な維持管理を行う能力等がうかがえ、さらに安心安全を維持向上する確たるしくみについての提案（モニタリングに関する提案含む；以下同様）がある	←→	業務体制や過去の実績等から安心安全な維持管理を行う能力等がうかがえる	←→	安心安全な維持管理を行う能力等がうかがえない	
	利用者等にサービスを提供するうえで、事故防止のための安全管理が徹底されているか	安全管理が徹底され、さらにそのしくみが確立している	←→	安全管理が徹底されている	←→	安全管理が不十分である	

	選定審査項目	評価ポイント	優れている (配点×100%)	← やや優れている (配点×75%)	普通 (配点×50%)	← やや劣っている (配点×25%)	劣っている (0点)	配点							
		使用許可の判断等を公平公正に行う能力等を有しているか	業務体制や過去の実績等から公平公正に行う能力等がうかがえ、さらに公平公正を維持向上するしくみが確立している	←	業務体制や過去の実績等から公平公正に行う能力等がうかがえる	←	公平公正に行う能力等がうかがえない								
		安定して確実に日常業務を遂行する能力等を有しているか	業務体制や過去の実績等から安定して確実に遂行する能力等がうかがえ、さらに安定性を維持向上するしくみが確立している	←	業務体制や過去の実績等から安定して確実に遂行する能力等がうかがえる	←	安定して確実に遂行する能力等がうかがえない								
		創意工夫ある自主事業を展開する提案か	多様な創意工夫ある自主事業の提案がある	←	創意工夫ある自主事業の提案がある	←	創意工夫ある自主事業の提案がみられない								
3	所要コストの適正度	指定管理委託料	<table border="1"> <tr> <td>最高評価点の相当額；</td> <td>，</td> <td>，</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>予 定 価 格；</td> <td>，</td> <td>，</td> <td>円</td> </tr> </table> 提案額に対して前出算式により評価点算出				最高評価点の相当額；	，	，	円	予 定 価 格；	，	，	円	
最高評価点の相当額；	，	，	円												
予 定 価 格；	，	，	円												
4	財務健全性	貸借対照表は健全か	問題がなく、非常に良好	←	概ね問題がない		債務超過に陥っている								

	選定審査項目	評価ポイント	優れている (配点×100%)	←→ やや優れている (配点×75%)	普通 (配点×50%)	←→ やや劣っている (配点×25%)	劣っている (0点)	配点
		損益計算書（または収支計算書）は健全か	問題がなく、非常に良好	←→	概ね問題がない		著しい累積欠損がある	
		資金保有は健全か	問題がなく、非常に良好	←→	概ね問題がない		資金に余裕が全くない	
		収支計画は適切か	問題がなく、非常に良好	←→	概ね問題がない		説明のつかない部分がある	
5	市民満足度等への配慮	利用者満足度を改善するための提案があるか	利用者満足度を検証し改善に結びつける確たるしくみについての提案がある	←→	利用者満足度を改善するための提案がある	←→	利用者満足度を改善するための提案がみられない	
		地域の市民との良好な関係構築や協働の推進のための提案があるか	地域の市民との関係性を検証し良好な関係構築や協働の推進に結びつける確たるしくみについての提案がある	←→	地域の市民と良好な関係構築や協働の推進のための提案がある	←→	地域の市民と良好な関係構築や協働の推進のための提案がみられない	
		市内経済の発展に貢献するための提案があるか	市内経済の発展に貢献するための確たるしくみについての提案がある	←→	市内経済の発展に貢献するための提案がある	←→	市内経済の発展に貢献するための提案がみられない	

	選定考査項目	評価ポイント	優れている (配点×100%)	←→	普通 (配点×50%)	←→	劣っている (0点)	配点
				やや優れている (配点×75%)		やや劣っている (配点×25%)		
6	従事者への配慮	労働関係法令を遵守しているか	入念な体制を構築して遵守している	←→	遵守している	←→	遵守していない	
		指導育成に関する方針・計画を有しているか	方針・計画を有しており、進行管理のしくみ等で実効性が担保されるしくみが確立されている	←→	方針・計画を有している	←→	方針・計画を有する提案がない	
		研修は実施されているか	体制を整備して、多様な内容の研修が定期的実施されている	←→	定期的実施されている	←→	実施されていない	
		従事者が働きがいを持ちいきいきと業務に取り組めるような提案があるか	従事者が働きがいを持っていきいきと業務に取り組める確たるしくみについての提案がある	←→	従事者が働きがいを持っていきいきと業務に取り組めるための提案がある	←→	従事者が働きがいを持っていきいきと業務に取り組めるための提案がみられず働きがい・意欲等を阻害するものがうかがえる	
		従事者（第三者委託先の従事者含む）が業務を行う際の安全管理が徹底されているか	従事者の安全管理が徹底されるしくみが確立している	←→	従事者の安全管理が徹底されている	←→	従事者の安全管理が不十分である	

	選定審査項目	評価ポイント	優れている (配点×100%)	← やや優れている (配点×75%)	普通 (配点×50%)	← やや劣っている (配点×25%)	劣っている (0点)	配点
7	個人情報保護体制	個人情報保護の体制が整備されているか	充実した個人情報保護が徹底される確立した体制がある		個人情報保護が徹底される体制がある		個人情報保護の体制がみられない	
8	危機管理体制	緊急事態発生等への危機管理体制が整備されているか	充実した危機管理体制がある		危機管理体制がある		危機管理体制がみられない	
9	その他	その他、条例等から必要と判断される評価事項						
合計								

●応募団体の過去の入札参加停止措置等の処分歴等の審査について

公募開始日から起算して過去3か年以内の処分歴（入札参加停止措置等）を審査し、処分の終期から公募日までの経過期間及び処分期間の長さ等に応じて減点を行う。（減点は最大で配点の5%程度までとする。）

【入札参加停止措置等】概ね▲15点

- ① 入札参加停止又は除外措置（以下「参加停止措置等」）を受けていない場合…配点×0%
- ② 参加停止措置等の期間が6カ月未満の場合…配点×50%（国や他の自治体による場合は0.5を乗ずる）
- ③ 参加停止措置等の期間が6カ月以上の場合…配点×100%（国や他の自治体による場合は0.5を乗ずる）

【契約解除】最大概ね▲15点

- ④ 契約解除並びに指定管理業務における指定の取消し又は業務停止命令（以下「契約解除等」）を受けたことがある場合…配点×100%（国や他の自治体による場合は0.5を乗ずる）

【警告等】1件につき概ね▲5点

- ⑤ 本市における過去の契約履行において不正又は不誠実行為等を理由に「入札参加資格停止基準」に基づく書面による警告を受けたことがある場合又は指定管理業務の履行において書面による勧告・命令を受けたことがある場合…1件につき配点×50%

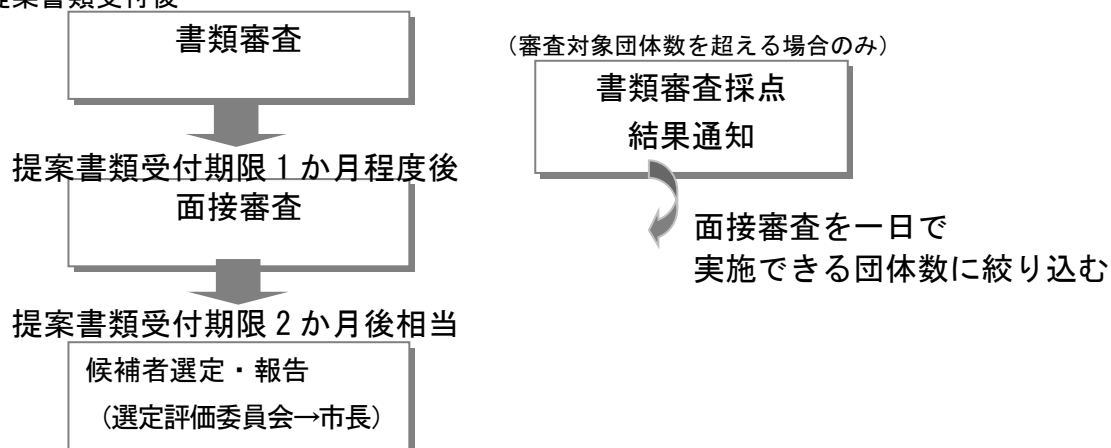
※②から④について参加停止措置等の期間の終期又は契約解除等の日が公募日の1年以上前の場合は当該算定結果に0.5を乗ずる。

【審査基準表に関する基本的な考え方】

- 本基準表を基本モデルとし、各選定評価委員会において当該施設・サービスの特性に応じ最適な基準表を調査審議したうえ作成する。なお、応募団体の過去における入札参加停止措置等の処分歴を審査に反映（減点方式）させるものとする（減点は、価格評価以外の選定審査項目にかかる合計点数の概ね5%程度とする。）。
- 各項目の配点は各選定評価委員会において定める。
- 書類と面接の審査により、総合的に採点して候補者となる団体を選定する。（ただし、応募団体数が多い場合、一次審査として書類審査による採点を行い、得点の高い者からいくつかの団体に絞って二次審査として面接審査を実施することができるものとする。この場合において、書類審査採点の点数が一定の点数（以下、基準点という。）に満たない場合など、総合的に勘案して、面接審査対象候補者としなないことができるものとする。）※面接審査対象とする団体数及び書類審査における基準点は選定評価委員会において決定し、募集要項に定めるものとする。
- 面接審査において重点的に確認する事項は各選定評価委員会において面接審査の事前に協議する。
- 採点は委員の合議によるものとし、合議後の採点を選定評価委員会としての採点とする。
- 選定審査項目（1～9）のうち1項目でも項目内合計点が0点となった団体は、他の合計点数にかかわらず指定管理者としては不適格とする。
- 「所要コストの適正度」を除いた選定審査項目における採点結果の合計点が当該配点の50%未満の場合、または採点結果が全体配点の50%未満の団体（全体として普通よりも劣る団体）は、単独応募または相対順位が1位の場合であっても、指定管理者としては不適格とする。

【審査の流れ】

提案書類受付後～



● 審査結果に関する対応

【該当団体がなかった場合】

公募・非公募に限らず、選定評価委員会における審査の結果、審査基準上は指定管理者としてふさわしい団体が存在しないという結果が選定評価委員会から報告される場合もあり得ます。そのような場合は、次のような対応を行います。

- 当該選定が公募であった場合は、再公募を行う（応募者をより広範に集めることができるよう、募集要項や管理運営業務仕様書の見直しを行う）。
- 再公募において広範に応募者を集めるための条件整備の期間、再公募を行って指定管理者候補者を選ぶ手続き期間等を考慮したとき、現指定管理者の指定期間が終了して担い手の空白期間が生じる場合は、次の対応を行う。
 - 上記の条件整備・手続き等を行うための必要最小限の期間において、短期の指定を行う団体（当面の管理運営を維持できると考えられる団体）を選定し、議会に指定の提案を行う。
 - この場合については、各条例に定める「特別の理由」がある場合とし、公募や選定評価委員会の審査を経ずに提案することができるものとする。
 - 当面の管理運営を維持できると考えられる団体も存在しない場合は、市の直営による維持もしくは施設の休廃館を行う。
- 当該選定が非公募で特定の団体を審査した結果、不適格となった場合においては、公募に切り替えてふさわしい団体を募る。
- 公募のための条件整備等に期間を要する場合は、前記「再公募」において記載したことと同様の対応を行う。
- 上記の場合において特定団体について短期指定を行い、その管理運営状況が改善するなど良好であれば、次期指定に先だって当該団体を選定評価委員会において審査し、公募を経ることなく指定の提案をすることができる。

◆公表事項について

●公表事項およびその公表時期

時期	公表事項
指定管理者公募時	<ul style="list-style-type: none"> ● 審査の基準（選定考査項目および配点） ● 指定管理委託料における予定価格および最高評価点の相当額 ● 一定の水準を確保すべきサービス項目における確保すべき水準値および最高評価点に相当する水準値 ● 公募しようとする前年度の指定管理者の収支状況 ● その他「募集要項」「仕様書」において明らかにすべき事項（応募しようとする者が必要な情報）
応募団体確定時 （提案受付締切時）	<ul style="list-style-type: none"> ● 応募団体名
選定評価委員会における 選定結果確定時	<ul style="list-style-type: none"> ● 第一候補者とした団体名、採点結果および第一候補者への選定理由 ● 第二候補者とした団体名、採点結果および第二候補者への選定理由 ● 選外となった団体の採点結果
指定の議案提出時	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理者として提案することとした団体名、選定評価委員会における選定結果および当該団体が指定管理者にふさわしいと考える理由

●予定価格および最高評価点相当額の事前公表について

工事等の入札を行う際、予定価格あるいは最低制限価格の事前公開の是非については、様々な議論があります。そのなかで、公開することの弊害として挙げられていることを、この指定管理者制度における予定価格および最高評価点相当額の事前公開に当てはめて整理すれば、次のように考えられます。

予定価格および最高評価点相当額の事前公表すれば…

- ① 予定価格に揃えた業者間の談合を誘発するのではないか
- ② 競争が喚起されずコストが高止まりするのではないか
- ③ 最高評価点相当額での横並びの提案を誘発するのではないか

このような考え方があるものの、本指針において予定価格および最高評価点相当額の事前公開を行うとしているのは、次の理由によります。

- 5年間といった一定期間を担う指定管理者制度では、単発の工事等と異なり、業者等が順番に発注を分け合おうとする談合の動機が働きにくいこと (①)。
- 入札と異なり、応募団体が予定価格（許容される最高額）で揃えたとしても他の評価項目の差が生じるため、くじ引き選定などはほぼ発生しないこと (①)。
- 最高評価点相当額については、現状の業務形態を動かぬ前提とした積算ではなく、業務改革によるコストダウンを織り込んだ高い目標を設定することにより、提案する団体の創意工夫を促せること (②)。
- 最高評価点相当額に無根拠・機械的に合わせた提案額が出ることについては、根拠係数による減点を行って抑制すること (③)。
- さらに、非公開（事後公開）とすると、応募団体の提案を見てから最高評価点相当額や予定価格を（価格評価点において劣る団体に有利なように）操作したという疑念を挿まれる懸念があること。

◆意思決定について

選定の過程においては、概ね次の段階を踏んで行政の意思決定を行っていくこととなります。

意思決定案件	内容・添付文書
選定評価委員会委員の委嘱について	選定評価委員会委員委嘱状
公募について (特定団体への提案募集について)	審査基準・募集要項 (特定団体とする理由・審査基準)
指定管理者候補の決定について	指定管理者候補団体名・選定の理由

平成 22 年 2 月 策定
平成 24 年 10 月 改定 (第 2 版)
平成 26 年 3 月 改定 (第 3 版)
平成 26 年 12 月 改定 (第 4 版)
平成 28 年 3 月 改定 (第 5 版)
平成 28 年 11 月 改定 (第 6 版)
平成 30 年 3 月 改定 (第 7 版)
令和 4 年 8 月 改定 (第 8 版)